

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

消費者カアップ学習会Vol.1・報告

『今から知っておきたい葬儀サービス』～トラブルを防ぐために～

8月27日（水）10時より、浦和コミュニティセンター第13集会室にて（株）第一生命経済研究所 主任研究員の小谷みどりさんを講師に迎え、消費者カアップ学習会を開催し、84名の参加がありました。

「葬儀はめったにない経験の上、短い間に判断しなければいけないことが多くあります。どんな葬式がしたいのか、何にどのくらい費用がかかるのかなど、日頃からしっかり考えておくことが大切」とのこと。参加者からは「家族と話をして自分にあった葬儀を考えたい」「今から考えておかないといけないと思った」などの感想が寄せられました。



今から考えておくこと ～どんなお葬式にするか

- ① どんなお葬式にするか⇒「どこで」「どんな」「誰に知らせるか」「費用はどれくらいか」
- ② 遺体を病院からどこへどうやって運ぶのか⇒病院出入りの葬儀社に頼むことが一般的だが、高い棺を売りつけられたり、系列の葬祭場を使うことが前提と言われたり、葬儀社を選べないこともある。
- ③ お葬式にかかる費用は⇒祭壇や霊柩車などの葬儀施行費用、戒名や読経にかかる費用、通夜ぶるまいや返礼品などの費用に分けられる。葬儀施行に絶対に必要なものは棺と火葬、火葬場までの搬送だけで、それ以外はオプション＝見栄であり、見栄や世間体とどう折り合いをつけるかということが大事。会葬者が少ないお葬式や家族葬が増えるなど、10年前とは全く違っており変化している。また、“平均費用”“他社より安い”“会員になると安い”などのうたい文句があるが、内容は千差万別で比較できないものであり、根拠がないため惑わされてはいけない。家族葬は、お香典がない分が自費負担となる。お香典を受けとらないお葬式も同様。

なぜ葬儀でトラブルになるのか ～葬儀社に“すべてお任せ”はトラブルのもと！

★遺族が葬儀社に「すべてお任せ」にすることが原因。詳細な見積もりを取ることで、その見積もり以外にかかる費用はないかを確認することが大切。追加費用がかさむトラブルも多い。

- ① 互助会のトラブル：積立額だけでは不足追加費用がかなりかかった。親が加入していることを葬儀後に知ったため利用できなかった。
- ② お布施のトラブル：お布施とは菩提寺の運営を共同で支える者の務めとして支払うもので、読経や戒名の対価ではないことを理解しておくことが必要。

お墓（祭祀財産）のこと

- ① お墓を買うとは、墓石を建てるための墓所を使用する権利を取得すること。
「永代使用」とは“永遠”ではなく継承する人がいる限り使用できるということ。
「永代供養」とは、お寺が供養＝お寺がある限りという意味。
- ② お墓は、年間管理料の支払いが滞ると、お墓の前に最終通告の立て札を立ててから1年間権利者が申し出なかった場合には無縁墳墓となる（更地にされる場合もある）。
- ③ お寺からお墓を移す際の離壇料：そもそも、支払わなくてはいけないものではない。
トラブルを避けるためには宗派の本山に相談する、先にお布施をお渡しするのが効果的。

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2014年7月～9月）

《下線：この間に新しく送付した文書》

現在までに「申入れ」を行なった事案

業種	問題とした主な不当条項	成果・経過等（2014年7月現在）
大学学生寮 【継続中】	学生が会館内に残置した物についての処分、解約時の違約金に関する条項など	「再申入書」に対し、一部条項を9月に改訂予定との「回答」を6月に受けましたが、その後、改訂後の契約書は、印刷所からの納品がある10月に送付予定との回答を受領しました。

現在までに「問合せ」を行なった事案

クーポンサイト 【継続中】	返金条項、免責条項、加盟店との契約内容など	クーポン購入者に対して一切責任を負わないとした条項等についての「問合せ」への「回答」を受け、条項の修正などを求める申入れを行なう予定です。
医療専門学校 【新規案件】	推薦入学における入学金、授業料の不返還について	2014年7月、左記条項を定める理由などについて「問合せ」を行ない、8月、一部条項の修正を検討中との回答を受領しました。
学習塾 【新規案件】	授業料の不返還条項などについて	2014年8月、左記条項を定める理由などについて「問合せ」を行ない、一部条項の修正を検討中との回答を受領しました。
日焼けサロン 【新規案件】	日焼けマシン利用に関しての免責条項などについて	2014年8月、左記条項を定める理由などについて「問合せ」を行ない、免責の範囲の明確化を検討中との回答を受領しました。

※ その他、インターネットプロバイダーなどの案件について検討を始めています。

※ 互助会について、引き続き改善の経過について確認中です。

活動委員会の活動報告

昨年度実施した(2013.10~2014.2)消費者被害アンケート・めやすばこ【携帯・スマホ(契約・解約)トラブル編】の結果をもとに、携帯電話事業者大手3社に対し、総務省で検討されている電気通信事業法等の改正を待たずに自主的な改善を求める『改善要望とお問合せ』を行ない、うち、3社から回答がありました。

改善要望：1. 契約内容の簡素化を図ってください。

2. 2年縛り契約の解約時の注意点、リスクについての説明を強化してください。
解約のタイミングをメールや書面等で通知するなどの改善をしてください。

3. クーリング・オフについての説明を強化してください。

4. 本体価格の分割払いは割賦販売法に基づく扱いとなることを説明してください。

5. オプションサービスについての説明強化、解約のタイミングを通知してください。

問 合 せ：上記1~5の項目それぞれの、各事業者での改善の取組みについて



要望と問合せの詳細については、なくす会ホームページをご参照ください

★ 消費者大会実行委員会より ~ 第50回大会は10/21に開催! ★

日 時：2014年10月21日(火) 10時30分~

会 場：埼玉会館(浦和駅西口徒歩10分)

全体会：大ホール 『埼玉県消費者大会の50回を振り返る』

記念講演：大江健三郎氏 『私の人生を貫いているもの』



今年度もなくす会は第3分科会を担当します!

第3分科会：13時30分~ 7A会議室 「消費者問題」

「なぜ減らない?消費者被害」 ~だます側のテクニックって?~

寸 劇 杉戸町くらしの会さん(『寸劇グランプリ(2013年)』グランプリ受賞チーム)

助言者 消費生活相談員(埼玉県消費生活コンサルトの会)

報 告 財務省 関東財務局(詐欺的な投資勧誘被害防止の取組みについて)

◇『だまされないで、あなたの家は大丈夫?』と題する、悪質な業者の勧誘で高額な家の修理を契約されそうになったおばあさんのお話。水戸黄門様も登場する、グランプリ受賞チームの寸劇で、悪質業者の手口と被害防止の方法を学びます。

◇被害を未然に防ぐには、次々と変化するだます側のテクニックを知ることが大切です。実際に消費生活相談窓口にご相談された事例をもとに“被害に遭う、遭わない・・・その分かれ道は何だったのか”を考えます

● お申込み・お問合せは ☎ 埼玉県生協連 048-844-8971 まで

予告!

今年度も『アンケート・めやすばこ』を実施します!

消費税増税に伴う価格表記について

人身傷害保険(自動車保険)について

詳細は次号(11月発行予定)にてお知らせします!

人身傷害保険(自動車保険)のしくみについての学習会を開催します

2014年11月20日(木) 10時~12時



講師：木下 真由美氏 (弁護士)
未定 (全労済より)



パンフレット上では詳しい補償金額などが読み取れないことがあります
いざという時のこと意外と知らない方、多いのではありませんか？
弁護士による“消費者が知らないこと”の解説に続き、
事業者による実際の運用状況について報告いただく予定です

会場 浦和コミュニティセンター第13集会

JR浦和駅 東口徒歩1分(浦和パルコ上 コムナーレ10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名(要申込み)

参加費無料



詳しくは、なくす会ホームページをご覧ください(10月中旬掲載予定)

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

★この間の主な会議★



第1回検討委員会(7/23) 運営促進会議(8/20) 第2回理事会、第2回検討委員会(9/19)

第1回活動委員会(7/25) 第2回活動委員会(9/11)

第3回日弁連・適格消費者団体懇談会(8/28)

※「消費者裁判手続特例法」の2014年12月から3年以内の施行に向けて、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会(消費者庁)が平成27年1月までの予定で開催されています。なくす会もヒヤリングに参加しました。詳細は消費者庁のホームページを参照ください

*商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆ 埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

*皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります!疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを《なくす会》までお寄せください! TEL048-844-8972 Fax048-844-8973